

学校いじめ防止基本方針

改訂 令和6年4月1日

小山市立大谷北小学校

【目次】

はじめに	1
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
（1） いじめの防止等の対策に関する基本理念	
（2） いじめの定義	
（3） いじめの理解	
（4） いじめの防止等に関する基本的な考え方	
ア いじめの未然防止	
イ いじめの早期発見	
ウ いじめへの対処	
エ 家庭や地域との連携	
オ 関係機関との連携	
2 いじめの防止等のために本校が実施する施策	5
（1） 「学校いじめ防止基本方針」の策定	
ア いじめ未然防止のための具体的な取組	
イ 教育相談体制、児童指導体制の整備	
ウ 校内研修の充実	
エ その他	
（2） 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
（3） 本校におけるいじめの防止等に関する措置	
ア いじめの未然防止	
イ 早期発見・早期対応	
ウ いじめに対する措置	
3 重大事態への対処	8
（1） 重大事態の発生と報告	
ア 重大事態の意味	
イ 重大事態の報告	
（2） 重大事態の調査	
ア 調査の趣旨及び調査主体	
イ 調査を行うための組織	
ウ 事実関係を明確にするための調査の実施	
（3） 調査結果の提供及び報告	
ア 調査結果の提供	
4 取組の評価・検証	12

学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを未然に防止し、早期に発見し、適切に解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していく。

小山市では、平成24年度に「いじめ問題対策検討委員会」を立ち上げ、9月には「いじめのない学校づくりに向けた提言」をまとめた。その提言を基に、本校では指導体制や教育活動の再確認を行い、独自の「いじめ対策アクションプラン」を作成し、学校の実態等に応じて、子どもたちを日々指導する教職員の資質向上や教育活動の充実等を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けて取り組んできた。そして、「いじめ防止推進事業」として、「いじめゼロ子どもサミット」「いじめ防止強調週間」等を加えて、いじめ問題への包括的、総合的な取組を行っている。

また、保護者や地域にアクションプランを公表し、学校と家庭、地域が連携を図りながら、児童一人一人にいじめをしない、させない、許さない心や態度を育ていけるよう、アクションプランを確実に実施する。

これまでの取組および「小山市いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図っていきたい。

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が学校の内外を問わず安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることである。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように留意するとともに、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校や教育委員会、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行うものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」という）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わる仲間や集団における人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる。
 - ・ 存在を否定される。
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。

- ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される。
- ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 脅され、お金等を取られる。
 - ・ 靴に画鋲やガム等を入れられる。
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 万引きや恐喝を強要される。
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられる。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

なお、いじめに当たると判断した場合でも、その行為の全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

(3) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に

いじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点からの指導が重要である。全ての児童を、いじめを許さない、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、全ての児童に対して、学校の教育活動全体を通じ、「命を守り、命を大切に作る心」を育むとともに、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことに加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について、学校や教育委員会、家庭、地域が一体となって取組を推進する。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに「学校いじめ防止等対策委員会（運営委員会が兼ねる）」を中心に対処を行い、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

このため、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

エ 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域住民との

連携・協力が必要である。そのために、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築する。

オ 関係機関との連携

教育委員会と連携を図り、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等と適切な連携を図る。そのためには、平素から、関係機関との間の情報共有体制を構築しておく。

2 いじめ防止等のために本校が実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

ア いじめ未然防止のための具体的な取組

「いじめは絶対に許されない」との視点とともに「いじめはあるに違いない」との視点を持ち、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。

- (ア) 各教科等の時間の充実と指導内容の重点化を図る。
- (イ) 特別の教科道徳（道徳科）の充実と指導内容の重点化を図る。
- (ウ) いじめと向き合う機会を設け、「いじめを許さない強い気持ち」と「いじめを自らの手で解決しようとする力」をもった望ましい集団を育成する。
- (エ) 各行事や体験的活動等を通じて、望ましい集団づくりを行う
 - 〈目指す児童像〉 ・いじめを絶対に許さない児童
 - ・明るく規律ある児童
 - ・思いやりの心や規範意識を高める児童
 - ・安心できる温かな学校（学級）をつくる児童

イ 教育相談体制、児童指導体制の整備

- (ア) 「児童指導部会」を基盤に、指導体制の充実を図り、いじめの未然防止と早期発見・早期対応につなげる。その際、スクールカウンセラーや生活相談員等も必要に応じて組織に加える。
- (イ) 定期的なアンケート調査を実施し、いじめに関する実態把握や情報収集に努める。
- (ウ) 教育相談等、教職員は学校生活の中で意図的に児童に関わり、心の変化を感じ取れるよう努める。
- (エ) 担任は、ノート等の記述内容の確認を通して、児童の心の動きの把握に努める。
- (オ) 児童指導主任・教育相談係・特別支援教育コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーや生活相談員を気軽に利用できる体制を構築する。

- (カ) 警察や児童相談所との連絡担当者を明確にし、迅速に対応できるようにする。
- (キ) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて得られた情報を速やかに共有し、全教職員が組織的に対応できるよう、校内支援委員会や職員会議等を活用する。

ウ 校内研修の充実

- (ア) 本校の「学校いじめ防止基本方針」の理解をはじめ、教職員の資質向上を図るための取組を計画的に実施する。
- (イ) いじめへの共通理解や適切な初期対応の進め方についての研修を計画的に実施する。
- (ウ) 教職員による暴言や体罰等の未然防止を図る研修を実施する。

エ その他

- (ア) 「学校いじめ防止基本方針」が、実情に即してきちんと機能しているか「学校いじめ防止等対策委員会（運営委員会が兼ねる）」を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- (イ) 「学校いじめ防止基本方針」を策定するに当たっては、PTA本部役員等の意見も参考にする。
- (ウ) 必要に応じて児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が促されるよう留意する。
- (エ) 「学校いじめ防止基本方針」については、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるよう、学校のホームページ等で公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、組織的な対応の中核となる（常設の）「学校いじめ防止等対策委員会（運営委員会が兼ねる）」を置く。

学校いじめ対策組織は、いじめの問題に取り組むに当たって以下の中核的な役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめである

か否かの判断を行う役割

- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

「学校いじめ防止等対策委員会」は、校長、教頭、主幹教諭、児童指導主任、学年主任で組織される。内容により、養護教諭・教育相談係・関係教諭を加える。

さらに、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等の外部専門家等を交えて対応できるようにする。

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

- (ア) 学校には「学校管理下において児童生徒の心身の安全を守る責務がある」ことを全教職員が認識する。
- (イ) 楽しくわかる授業を展開し、個に応じた指導を充実させる。
- (ウ) 「大谷北小のきまり」の指導を徹底し、規範意識の向上を図り、規律ある生活が送れるようにする。
- (エ) 年間を通して「あいさつ運動」を実施し、明るい人間関係を構築する。
- (オ) 「いじめ防止強調週間」を設けると共に、いじめゼロ集会に向け学級での話し合いを行い、いじめを許さない心を育てる。
- (カ) 「道徳年間指導計画 関連活動」に「いじめ防止」を明記し、生命尊重の心を育てる。
- (キ) Q-Uの実施と分析を行い、安心できる居心地のよい集団にするために有効活用を図る。
- (ク) 情報モラルの指導、携帯電話所持等の指導を行い、インターネットを介してのいじめの防止に努める。
- (ケ) 小中での情報交換の充実、小中一貫した児童生徒指導の構築を図ることで、未然防止に役立てる。

イ 早期発見・早期対応

- (ア) 年2回の教育相談や相談箱（ハートポスト）の設置により、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。知り得た情報は速やかに関係教職員で共有し、早

期対応につなげるようにする。

- (イ) 定期的なアンケート調査（心のアンケート・教育相談アンケート）を行い、いじめの実態調査、早期発見に努める。
- (ウ) いじめの認知に対する教職員の感性を高め、ささいな兆候であっても「いじめではないか」とのいじめの疑いをもち、早い段階から適切に対応する。
- (エ) いじめの疑いに関する情報があった時には、対策会議を開き、情報の収集と記録、共有を行い、事実関係の把握に努める。その上で、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。対応不要であると個人で判断しない。
(対策会議・・・校長、教頭、主幹教諭、児童指導主任、教育相談係、学年主任、関係教諭)

ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめを認知したときは、校長のリーダーシップの下、対策会議「校内いじめ防止等対策委員会（運営委員会が兼ねる）」を中心に、役割分担等を明確にして対応する。
- (イ) いじめの認知を重く受けとめ、いじめられた児童を守り通すことを徹底する。本人の安心感を与えるための指導、手立てを適切に行い、保護者への丁寧な説明・対応を心がける。
- (ウ) いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (エ) 傍観者になった児童にも、学級活動での話し合い活動や、アンケートの実施により、自分の問題としてとらえさせ、再発防止に努める。
- (オ) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、いじめの解消に努める。
- (カ) 「いじめ」の行為の内容を分析し、下記を参考に「誰が何をするか、関係機関とどう連携するか」等の役割分担をして対応する。

- | | |
|---|--------|
| ○ 言葉によるからかい | (レベル1) |
| 担任や学年主任（学年職員）で対応し解決を図る。保護者へ連絡をする。 | |
| ○ 仲間はずれ、悪口・陰口 | (レベル2) |
| 担任・学年主任（学年職員）に加え、児童指導主任も交えて解決を図る。保護者へ連絡をする。内容によっては管理職や、保護者も交えて指導する。 | |
| ○ 軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く・蹴る | (レベル3) |
| 担任・学年主任（学年職員）で対応し、児童指導主任や管理職が入り、保護者も交えて指導する。 | |
| ○ 暴言や誹謗中傷行為（「死ね」等の書き込み）、脅迫行為や強要行為 | (レベル4) |
| 児童指導主任もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。 | |
| ○ 重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝 | (レベル5) |
| 教育委員会に報告・相談し、警察へ相談や通報する。出席停止の措置をとる場合、関 | |

係機関と連携して該当児童生徒に対して必要な指導を組織的に行う。

(キ) 単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態が相当の期間（3か月が目安）継続していることが必要となる。

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童の状況に至る要因が、当該児童に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた児童の状況に着目し、例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、いじめられた児童やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

ア 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ 調査を行うための組織

学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の「学校いじめ防止等対策委員会（運営委員会が兼ねる）」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。

（教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けるものとする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、臨床心理士等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

教育委員会が調査を行う際には、「小山市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査に当たる。）

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止するために行うものである。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査等を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査などを行う。

(ウ) 背景調査における留意事項

重大事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、児童の尊厳を保持しつつ、その経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、家族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめが自殺の要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学等からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留

意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性などがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にしよう報道関係者に求める。

（3） 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切経過報告等、情報提供を行う。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問票調査を実施する場合、それによって得られた結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

4 取組の評価・検証

いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に生かす。